

【第77期司法修習予定者対象】 司法試験合格祝賀会

— すべての人に司法を —

2023年11月24日(金)18時～20時

弁護士会館(霞が関)17階1701会議室
(一部Zoom併用)

軽食・飲み物を用意して
お待ちしております！

第77期司法修習予定者の皆様、司法試験合格おめでとうございます！
本祝賀会では、司法アクセス改善のために、日本全国さまざまな場所で活躍する
ひまわり基金法律事務所の弁護士・法テラスのスタッフ弁護士について、
業務内容・やりがい・魅力、赴任後のキャリアプランなどをお話しします。
会場ではOB・OGなど先輩弁護士から直接話を聞くことができます！（軽食あり）
進路検討の一助として、また同期となる参加者同士の交流に、ぜひご参加ください。

【イベント内容(予定)】

- ガイダンス
- 谷口太規弁護士 講演
「公益弁護士、その魅力とインパクト」
- ひまわり基金弁護士・
法テラススタッフ弁護士
最北端・最南端 赴任者対談
- 歓談タイム(軽食・飲み物あり)
OB・OGなどの先輩弁護士から、
直接話を聞くことができます。



◎谷口太規弁護士プロフィール

2005年弁護士登録。東京弁護士会の都市型
公設事務所である東京パブリック法律事務所
で1年間の養成を受け、法テラススタッフ弁
護士1期生として、法テラス埼玉法律事務所
に赴任。司法アクセス障害の解消のための
様々なプロジェクトを実施。退任後は、東京
パブリックに戻り、スタッフ弁護士の養成や
外国人・国際部門の創設に携わる。その後、
米国留学を経て、現在は、東京パブリック法
律事務所代表。公共訴訟のためのWebプラ
ットフォームを運営するNPO法人CALL4の代表
も務める。

申込方法【参加対象：第77期司法修習予定者】

いずれかの方法でお申し込みください。

①Web申込み

下記URLにアクセスし、
必要事項を御入力ください。



<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/shihosyukumf/goukaku/>

②メール申込み

staff-info@nichibenren.or.jp

宛てに下記内容をご記入の上、
ご連絡ください。

- ①お名前、②メールアドレス、
- ③所属(大学・法科大学院等)、
- ④会場参加・Zoom一部参加の別

【申込期限：11月17日(金) ※会場は当日参加OK!】

【会場アクセス】

東京都千代田区霞が関1-1-3
丸ノ内線・日比谷線・千代田線
「霞ヶ関駅」B1-b出口直通



【個人情報の取扱い】御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会の個人情報保護方針に従い厳重に管理します。
この個人情報に基づき、日本弁護士連合会より、シンポジウム等のイベントの開催案内ほか当連合会が有益と判断する情
報を御案内させていただきます。



法テラススタッフ弁護士

(日本司法支援センターに勤務する常勤弁護士)

日本司法支援センター（法テラス）に勤務する常勤弁護士のこと。給与制。赴任先は、全国にある84の法テラス法律事務所。都市部もあれば司法過疎地域もあります。

法テラススタッフ弁護士になるには？

法テラスのスタッフ弁護士への応募につきましては、募集期間を設けています。詳しくは、法テラスホームページスタッフ弁護士採用サイト、Facebookをご確認ください。



弁護士採用サイト



Facebook



ひまわり基金法律事務所弁護士

(公設事務所弁護士)

弁護士過疎の解消のために、日弁連・弁護士会連合会・弁護士会が支援して開設・運営される「ひまわり基金法律事務所」（公設事務所）の所長として赴任する弁護士のこと。任期制。法テラススタッフ弁護士と違い、独立して事務所を運営しますが、運営にあたっての費用援助や一定の所得保障があります。



ひまわり基金法律事務所弁護士になるには？

ひまわり基金法律事務所（公設事務所）の所長は公募制であり、随時、募集がなされます。所長選定にあたっては、民事、刑事、債務整理等、一定の事件処理経験を有しているかが考慮要素の一つとなります。

また、ひまわり基金法律事務所弁護士を目指す新人弁護士が一定の経験を積むために、各地に養成事務所があります。詳しくは日弁連ホームページをご確認ください。



日弁連ホームページ



パンフレット「津々浦々にひまわりの花を」



偏在対応弁護士

対象となる弁護士過疎・偏在地域に個人で独立開業する、または、法人の支所として開設し赴任する弁護士のこと。日弁連から事務所開設にあたっての資金貸付の制度や、ある一定の条件下で返済の免除もあります。

偏在対応弁護士になるには？

偏在解消対策地区（詳しい要件はお問い合わせください）で独立開業した場合に、支援を受けることができます。また、司法修習生が登録後すぐに独立開業する場合は、所属弁護士会等の技術的支援を条件に経済的支援の申請が可能です。



パンフレット「司法修習生・弁護士のみなさん 地方で独立開業してみませんか？」

